厚木飛行場の住宅防音工事補助対象区域に係る見直しに際しての
問題解決を求める意見書

厚木飛行場周辺で防音工事の補助対象となっている告示後住宅は、昭和６１年９月１０日に告示された住宅防音工事対象区域内の８５Ｗ地域に所在し、昭和６１年９月１１日から平成１８年１月１７日までに建てられた住宅であり、８０Ｗ及び７５Ｗ地域の告示後住宅は、補助対象外となっている。

また、平成１８年１月１７日の告示は、これまでどおりの追加告示方式で実施したため、拡大した区域の対象住宅の間に逆転現象という矛盾が生じている。

国は厚木飛行場周辺の騒音度調査を令和４年度から令和５年度にかけて実施しており、補助対象区域の見直しを目指しているが、その前に、逆転現象が起きている８０Ｗ及び７５Ｗ区域に所在する告示後住宅の解消という大きな問題を解決すべきである。

この逆転現象を伴う告示後住宅は、空母艦載機の移駐完了まで最長で３２年間（昭和６１年～平成３０年）も受忍限度を超える騒音の被害を受け続けており、現在は騒音が減少傾向にあるが、何の前触れもなく激甚騒音にさらされる恐れがある。このような状態で区域見直しにより現在の補助対象区域が大幅に縮小されれば、たなざらし状態となっている告示後住宅が根こそぎ切り捨てられる恐れがあり、区域指定基準の再検討を含め、具体的な対応策が必要不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

１　８０Ｗ及び７５Ｗ区域内に所在する「逆転現象を伴う告示後住宅」について、その具体的な解消策を早急かつ明確に示すこと

２　区域見直しについては、告示後住宅の解消策を含め、関係住民に理解を得るための丁寧な説明を行うこと

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年１０月１０日

藤　沢　市　議　会

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　務　大　臣
財　務　大　臣
防　衛　大　臣
あて